

第百十五号議案

東京都港湾管理条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都港湾管理条例の一部を改正する条例

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 一の部(一)の款客船ターミナル施設の項中

千四百五十円	二千三百円
--------	-------

を

五千二百円	五千二百円
-------	-------

に、

二千三百円	二万円
-------	-----

を

二千三百円	十一万五千円
-------	--------

に、「（港湾施設用地に係るものを除く。）又は床面」を「、工作物又は床面。ただし、港湾施設用地

に係るものを除く。」に、

二千三百円	千百五十円
-------	-------

を

五千二百円	二千六百元
-------	-------

に、

千円
----

を

四千元
-----

に、

五十円
-----

を

百七十円

に、「千五百六十円」を「一万二千元」に、「六千七百五十円」を「三万六千元」に改める。

別表第四を次のように改める。  
別表第四（第二十一条の二関係）

			<p>港湾施設名</p> <p>岸壁 棧橋 （別表第一 一の部(一)の款岸壁 棧橋 物揚場の項に掲げる港湾施設のうち知事が指定するものに限る。）</p>				
駐車場	店舗	事務室					
			<p>係留十二時間を超える船舶 総トン数一トンにつき</p>		<p>係留二時間以上十二時間までの船舶 総トン数一トンにつき</p>	<p>係留一時間以上二時間未満の船舶 総トン数一トンにつき</p>	<p>係留一時間未満の船舶 総トン数一トンにつき</p>
一月一台につき	一月一平方メートルまでごとに	一月一平方メートルまでごとに					単位
十一万五千元	五千二百円	五千二百円	<p>係留二時間以上十二時間までの利用料金に十二時間を超える十二時間までごとに六円七十銭を加算した額</p>		十円五銭	七円三十銭	三円七十銭
							利用料金

客船ターミナル施設  
 (別表第一 一の部(一)の款客船ターミナル施設の項に掲げる港湾施設のうち知事が指定するものに限る。)

待合所施設	駐車場	その他		定期使用	土地、工作物又は床面。ただし、港湾施設用に係るものを除く。
		壁面			
一般使用		定期使用			
業としての写真等の撮影のための使用	写真の撮影	一月一平方メートルまでごとに	一月一平方メートルまでごとに	一月一平方メートルまでごとに	五千二百円
	映画、テレビ及びビデオの撮影	一日一平方メートルまでごとに	一日一台につき	一月一平方メートルまでごとに	二百七十円
一時間までごとに					四千元
					二千六百元
					三万六千元

附 則

- 1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、この条例による改正前の東京都港湾管理条例の規定に基づいて客船ターミナル施設を使用している者で、その使用の期間が施行日以後にわたるものに係る使用料については、なお従

前の例による。

(提案理由)

東京国際クルーズターミナルの新設に伴い、客船ターミナル施設の使用料の上限額を改定するとともに、利用料金に係る規定を改める必要がある。